

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、年度当初における等級ごとの職員数を公表します。

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事の 職務	31	25.9	主事(2)	10	53	44.2	主事級
				技師(2)	5			
				教諭(2)	5			
				保育士(2)	9			
				技士(2)	2			
				計	31			
2級	高度の知識又は経験を必要と する業務を行う主事の職務	22	18.3	主事(1)	14	53	44.2	主事級
				技師(1)	4			
				教諭(1)	1			
				保育士(1)	2			
				技士(1)	1			
				計	22			
3級	主任主事の職務	16	13.3	主任主事	7	16	13.3	主任主事級
				主任保育士(2)	1			
				主任技士	8			
				計	16			
4級	主任又は主査の職務	27	22.5	主任	20	27	22.5	係長級
				主任指導主事(2)	1			
				主査	6			
				計	27			
5級	課長補佐の職務	8	6.7	課長補佐	6	8	6.7	課長補佐級
				幼稚園長	1			
				保育所長	1			
				計	8			
6級	課長の職務	16	13.3	課長	10	16	13.3	課長級
				室長	3			
				局長	1			
				主幹	2			
				計	16			
合計		120	100.0					

※再任用短時間職員を除く。